

『トラブル回避！事業用借地契約書の作り方』
正誤のお知らせ

本書に下記（下線部）の誤りがありましたので、お詫びの上、訂正いたします。

本文 91 ページ

【誤】

図表 5 - 1 権利金・保証金の税法上の取扱い

	地 主	借地人（事業者）
権利金	返却する義務はない 受け取った年の不動産所得として他の所得と 合算して所得税がかかる 金額が 5 割を超えた場合には、所得税より一 般的には低率の譲渡所得として、他の所得と は分離して課税される	<u>支払った事業年度の損金 として取り扱われる</u>

（以下略）

【正】

図表 5 - 1 権利金・保証金の税法上の取扱い

	地 主	借地人（事業者）
権利金	返却する義務はない 受け取った年の不動産所得として他の所得と 合算して所得税がかかる 金額が 5 割を超えた場合には、所得税より一 般的には低率の譲渡所得として、他の所得と は分離して課税される	<u>権利金として、借地期間中 は資産計上しておかなけ ればならない。契約終了時 に、全額特別損失として取 り扱う</u>

（以下略）